

# 「もんじゅ」の保守管理不備に係る文部科学省の対応

資料 2

「機構」…国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 経過

- 文部科学省は、原子力規制委員会から機構に対し、「もんじゅ」の機器に係る点検時期超過が発生したことによる保守管理の不備に関する1回目の保安措置命令及び報告徴収命令が発出された（平成24年12月12日）ことを受け、同日、機構に対して、原子力規制委員会の命令に従って真摯な対応を図ること、また、その取組に当たっては、機構内部のみならず第三者の立場からの意見の聴取及び確認を受ける仕組みを構築すること等の要請を行った。

### 保安措置命令（平成24年12月12日）の内容

- ① 未点検機器に係る早急な点検の実施
- ② 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価及び保全計画の見直しの実施

### 報告徴収命令の対象事項

- ① 保守管理上の不備に係る事実関係の調査結果
- ② 保守管理上の不備に至った原因究明、再発防止対策に関する検討結果
- ③ 組織的要因等の根本分析結果及び当該結果を踏まえた再発防止対策

- しかし、機構より原子力規制委員会に報告した再発防止対策の評価について、
  - ・ トップマネジメント、コンプライアンス、職員の意欲の低下等の項目が分析されておらず、組織的要因等根本原因分析結果及び再発防止対策に関して対応が不十分であること
  - ・ 原子力規制委員会の指摘を受けるまで、機構が自ら点検時期の超過を認識し改善に取り組まなかったことから、機構の安全文化の劣化が認められることとの指摘がなされ（平成25年5月15日及び22日）、原子力規制委員会より機構に対して、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること等を求める2回目の保安措置命令及び根本原因分析のやり直し等を含む保安規定変更命令が発出されるとともに、文部科学省に対して、適切な指導及び監督を求める要請がなされた。（平成25年5月29日）
- 当該措置命令等の発出に際して、文部科学省は機構に対して、原子力規制委員会の命令等に対し早急に必要な措置を講ずることを求める独立行政法人通則法に基づく是正措置命令を発出した。（平成25年5月16日）

### 保安措置命令（平成25年5月29日）の内容

- ① 以下の事項を含めた保守管理体制及び品質保証体制の再構築
  - ・ 経営層による、保守管理業務の確実な実施等に向けた人材、設備等及び予算の適切な配分並びに保守管理担当職員の適正な評価
  - ・ 機器の点検状況の把握、管理できるシステムの構築
- ② ①及び前回の命令への対応結果について原子力規制委員会へ報告すること
- ③ ②に関する原子力規制委員会の確認が完了するまでの間、使用前検査を進めるための活動を行わないこと

### 保安規定変更命令の内容

- 根本原因分析のやり直し及び再発防止対策の見直し並びに下記を踏まえた保安規定の変更
- ① 経営層による安全を最優先とすることを改めて認識した上での活動方針の策定、組織内の周知、当該方針に基づく活動の実施
  - ② コンプライアンスの徹底し及び安全文化醸成活動の取組を強化
  - ③ 経営層、発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を徹底
  - ④ 経営層から現場に至るまで組織内の意識の共有化を図ることが  
できる組織を構築

## 「もんじゅ」の保守管理不備に係る文部科学省の対応

- 文部科学省は、**文部科学大臣を本部長とした「日本原子力研究開発機構改革本部」を設置**（平成25年5月28日）し、外部有識者による議論を踏まえて3つの柱（安全を最優先とした業務運営の考え方、業務の重点化、もんじゅの運転管理体制の抜本改革）からなる**改革の基本的方向性**を取りまとめた。（平成25年8月8日）
- その中で文部科学省では以下の課題を認識し、対応を実施してきたところ。

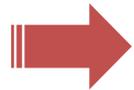
課題	対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の独法化以降、中期目標を策定し、法人側に示すだけであり、業務運営が機構任せになりすぎていた</li> <li>・ 中期目標の設定においても、業務の効率化を重視し、安全を最優先とした業務運営の思想に乏しかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性を重視した<b>新たな中長期目標を設定</b>（平成27年4月）</li> <li>・ <b>毎年度法人の業務を評価</b>。また、前中期計画期間中の業務評価を実施（平成27年7月）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の予算が硬直化しており、施設の運営においてトラブル等が生じた際に、機動的に対応しにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「もんじゅ」の<b>安全確保に必要な予算を確保</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員全体の士気向上を図るために、機構が行う業務について原子力政策の中で位置付けを明確にする必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「もんじゅ」を廃棄物の減容・有害度の低減等の向上のための国際的な研究拠点と位置付けた<b>エネルギー基本計画</b>を閣議決定（平成26年4月）</li> <li>・ 文部科学省のもんじゅ研究計画作業部会において、<b>「もんじゅ研究計画」</b>をとりまとめ。（平成25年9月）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の業務の重点化等のため、機構を抜本的に改革する法案を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>機構の一部業務（量子ビーム、核融合部門）を他の法人に移管</b>することとした法律案（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案）を国会に提出（平成27年7月成立）</li> </ul>

- 加えて、文部科学省は、以下の取組を実施した。
  - ・ 改革を指揮する理事長として、**松浦祥次郎元原子力安全委員会委員長**（平成25年6月～平成27年3月）**及び児玉敏雄元三菱重工業株式会社副社長**（平成27年4月～）を理事長に任命
  - ・ 保守管理や品質保証の体制構築に向けて、電力会社の知識とノウハウを導入するため、**電気事業連合会**に対して**支援を要請**（平成25年7月）
  - ・ 文部科学副大臣を本部長とする**「もんじゅ改革推進本部」**を設置（平成25年11月）
  - ・ 現地に**審議官級の職員と技術系職員を追加で駐在**させ、直接指導を実施（平成26年4月～）
- しかしながら、原子力規制委員会により「**もんじゅについての機構の対応に実質的な改善があったとは認められず**、文部科学省のこれまでの対応は結果的に功を奏していない」と評価されている。

## 「もんじゅ」の保守管理不備に係る文部科学省の対応

### 「もんじゅ」に対する認識

- 機構職員は研究者としての性格が強く、品質保証という点で知識や認識が不足。
- 「もんじゅ」の保全計画は、商業用原子炉をまねて、十分検討する時間がないまま導入しており、内容が合理的でなく不十分で過多。
- その後の運転に向けた準備の経験を踏まえつつ、計画内容を見直すとしていたが、トラブル等で予定通り進められなかったことから、計画的な見直しを行ってこなかった。



機構に電力事業者並みの品質保証が根付いていなかった中、「もんじゅ」の保全計画の内容が不十分であったことが、保守管理不備の根本にある原因。

### 改革に対する評価

- 最近の保安検査で受けている主な指摘は、当初の指摘とは異なり、原子力機構がこれまで受けた指摘に対して、真摯に対応を進め、改善を行うなかで以下の事項が顕在化したもの。
  - ① 過去の保全計画の不十分な部分
  - ② 「もんじゅ」の職員の末端まで、品質保証の意識が十分浸透しきれていないことによる作業のミス



当初指摘されていた未点検とは、発生している問題の性質は変わってきており、「もんじゅ」に対する改善は着実に前進している。しかし、一部対策の実施が十分徹底されていない等、見直すべき点はある。

## 「もんじゅ」の保守管理不備に係る文部科学省の対応

原子力規制委員会の指摘「もんじゅについての機構の対応に実質的な改善があったとは認められず、文部科学省のこれまでの対応は結果的に功を奏していない」に係る認識

- 施設設備の老朽化や運転員の流出等に対する懸念を踏まえて早急な措置を講ずべきとする原子力規制委員会による勧告を厳粛に受け止める必要がある。
- また、保安検査において度重なる保安規定違反の指摘を受ける状況にあり、改善が迅速に進んでいるとは言い難い。
- 保守管理不備に係る問題解決については、保全計画等の根本的な見直しを完遂させることが必須であるが、人員・予算といった経営資源の制約がある中でこれまでの保安検査における多数の指摘への対処に終始し、根本的な見直しまで十分に手が回っていない。
- 文部科学省によるこれまでの対応については、中期目標の設定や機構業務の重点化等、文部科学省が当事者として対応すべきことを行い、それに基づいて機構による自主改善を求めたが、機構との間で、十分な緊張関係をもって強力に改善させるには至らなかったと考える。
- 以上を踏まえ、新たな運営主体については、限られた経営資源の中でこれらの諸問題に自発的かつ迅速に対応できる技術的能力及びガバナンス体制を備える必要がある。